

議案第 45 号

橋本市税条例の一部を改正する条例について

橋本市税条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

平成 27 年 2 月 23 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市税条例の一部を改正する条例

橋本市税条例(平成 18 年橋本市条例第 70 号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後		改正前
(督促) 第 21 条 略 2 徴税吏員は、督促状を発した場合には、督促状 1 通について、 <u>100 円</u> の督促手数料を徴収しなければならない。ただし、やむを得ない理 由があると認める場合には、これを徴収しない。	(督促) 第 21 条 略 2 徴税吏員は、督促状を発した場合には、督促状 1 通について、 <u>50 円</u> の督促手数料を徴収しなければならない。ただし、やむを得ない理 由があると認める場合には、これを徴収しない。	

附 則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。